⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成29年８月９日（水曜日）から平成29年９月８日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成29年９月８日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,300円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の５連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

ア　筆記試験受験票は、平成29年12月８日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ　実技試験受験票は、筆記試験の合格者（４の⑷により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成30年２月16日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

７　携帯電話等の通信機器の持込みについて

実技試験においては、不正行為等防止の観点から、試験会場での受付後は、携帯電話等の通信機器の所持を禁止する。携帯電話等の通信機器を持ち込んだ者は、受付前に携帯電話等預かり所で、預けるものとする。

この受験条件に違反した者は、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

８　合格基準の考え方

⑴　筆記試験

次の２つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

イ　アを満たした者のうち、以下の試験科目11科目群すべてにおいて得点があった者であること。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　③社会の理解　④生活支援技術　⑤介護過程　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨こころとからだのしくみ　⑩医療的ケア　⑪総合問題

⑵　実技試験

課題の総得点の60％程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

９　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成30年３月28日（水曜日）午後に、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成30年３月28日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、平成30年３月31日（土曜日）までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵、⑶のカ、⑷又は⑸に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のウに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　５の⑵に該当する者で、実務者研修修了見込証明書を提出したものについては、６の⑴のエに示した期日までに実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑹　５の⑶に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、平成30年３月31日（土曜日）までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑺　５の⑸に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、６の⑴のカの㋑に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑻　４の⑷のイによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者（６の⑴のサに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。）にあっては、６の⑴のクに示した期日までに介護技術講習修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10　受験の申込みに必要な書類の請求

受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11　その他

⑴　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号150－0002　電話番号03（3486）7521　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ http://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第30回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成29年７月21日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　臼井　正樹

副委員長

尾﨑　章子　　川井太加子　　川手　信行
小池　竜司　　谷口　敏代　　平野　方紹
峯尾　武巳　　山野　英伯

委員（筆記）

天野　由以　　飯干紀代子　　伊藤　直子
井上　善行　　梅垣　宏行　　大木　和子
大塚　晃　　大西　基喜　　岡田　忍
小川　純人　　奥田　都子　　金井　守
金子　英司　　北村　世都　　木村　琢磨
工藤　雄行　　小平めぐみ　　柴山志穂美
志水　幸　　鈴木　智敦　　諏訪さゆり
髙岡　理恵　　高木　剛　　髙山由美子
田口　潤　　竹内　美幸　　武田　卓也
辻　哲也　　津田理恵子　　永井　優子
長谷　憲明　　中西　正人　　中村　大介
二瓶さやか　　朴　美蘭　　原口　道子
柊崎　京子　　藤井　徹也　　藤田　秀剛
古田　伸夫　　堀江　竜弥　　本名　靖
壬生　尚美　　森田慎二郎　　八木　裕子
吉田　清子

委員（実技）

赤羽　克子　　阿部　秀樹　　石井　忍
泉　佳代子　　伊藤　健次　　井上　理絵
加藤美智子　　北川香奈子　　木村　あい
倉持有希子　　澤　智之　　三瓶　典子
柴田　範子　　嶋田　直美　　髙橋美岐子
竹田　幸司　　豊田　美絵　　中村　幸子
野村　敬子　　早川　京子　　藤山　利美
三木真生子　　保倉　寿子　　横井　光治
吉藤　郁